

2019年度 社会保険労務士試験 択一式 模範解答と講評

労働基準法及び労働安全衛生法		健康保険法	
〔問 1〕	A	〔問 1〕	C
〔問 2〕	C	〔問 2〕	D
〔問 3〕	C	〔問 3〕	E
〔問 4〕	C	〔問 4〕	B
〔問 5〕	B	〔問 5〕	E
〔問 6〕	D	〔問 6〕	D
〔問 7〕	B	〔問 7〕	A
〔問 8〕	D	〔問 8〕	E
〔問 9〕	E	〔問 9〕	D
〔問 10〕	C	〔問 10〕	C
労働基準法は、例年と比較的して取り組みやすい問題が多い。安衛法は、例年どおり細かい規定からの出題が多く、得点しにくい。問10は、得点できる。問1、問4、問5、問7、問10を確実に得点し、全体として6点を確保。		一部細かい規定からの出題もあるが、論点をしっかりと理解していた受験生は得点できる問題である。また、すべての肢の判断ができなくても正解肢を見つけることができる問題（問3、8）もある。問2、問3、問4、問5、問6を確実に得点し、全体として7点を確保。	
労働者災害補償保険法（徴収法含む。）		厚生年金保険法	
〔問 1〕	E	〔問 1〕	E
〔問 2〕	C	〔問 2〕	C
〔問 3〕	C	〔問 3〕	A
〔問 4〕	E	〔問 4〕	D
〔問 5〕	D	〔問 5〕	E
〔問 6〕	B	〔問 6〕	E
〔問 7〕	A	〔問 7〕	D
〔問 8〕	D	〔問 8〕	B
〔問 9〕	B	〔問 9〕	A
〔問 10〕	C	〔問 10〕	B
労災法の難易度は普通レベルである。徴収法は比較的易しい。しっかりと学習していた受験生は、高得点をとることも可能。問1、問4、問5、問6、問7、問8、問9、問10を確実に得点し、全体として7点を確保。		健康保険法と同様に一部細かい規定からの出題もあるが、論点をしっかりと理解して受験生は得点できる問題である。問1、問4、問5、問6、問7を確実に得点し、全体として7点を確保。	
雇用保険法（徴収法含む。）		国民年金法	
〔問 1〕	E	〔問 1〕	C
〔問 2〕	A	〔問 2〕	C
〔問 3〕	B	〔問 3〕	B
〔問 4〕	D	〔問 4〕	E
〔問 5〕	B	〔問 5〕	C
〔問 6〕	C	〔問 6〕	A
〔問 7〕	D	〔問 7〕	D
〔問 8〕	E	〔問 8〕	D
〔問 9〕	A	〔問 9〕	E
〔問 10〕	C	〔問 10〕	A
雇用保険法は昨年と比較してかなり易くなっている。また、徴収法も3問ともに正答できる問題である。そのため、しっかりと学習準備をしていた受験生は高得点をとることも可能。問4、問5、問7、問8、問9、問10を確実に得点し、全体として7点を確保。		事例を法律の規定にあてはめて正誤を判断する問題が多く出題されている。その問題は難易度が高いが、組合せ問題が1題しか出題されていないこともあり、消去法で正解を出すことができる問題もある。問2、問3、問4、問5、問7、問9を確実に得点して全体として7点を確保	
労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識			
〔問 1〕	A		
〔問 2〕	E		
〔問 3〕	A		
〔問 4〕	B		
〔問 5〕	D		
〔問 6〕	A		
〔問 7〕	C		
〔問 8〕	D		
〔問 9〕	E		
〔問 10〕	A		
労働に関する一般常識は、例年より易しい。また、労働経済の問1については、過去何度も出題されたことがあるテーマなので、しっかりと準備していた受験生は、正答することができたであろう。社会保険に関する一般常識は問6、問7以外は難易度が高く得点しにくい。問4、問6、問7を正答し、全体として5点を確保。			
全体講評			
択一式問題については、組合せ問題及び個数問題の出題（合計11問）が少なかったことから、すべての肢の正誤の判断ができなくても、正解は見つけ出せる問題が比較的多い。ただし、社会保険に関する分野は長文の問題が増えており、また、事例を法律の規定にあてはめて正誤を判断させる問題が出題されている。そのため、合格基準をクリアするには読解力と論点の正確な把握が必要である。合格ラインは、昨年(45点)と同じと予測するが、合格ラインが45点より上がることはあっても、下がる可能性は低いと思われる。			